

令和6年 第1回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和6年1月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時35分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 松田 寛之 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第1回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に8番委員並びに10番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議長 第1号議案 農地法第3条を議題といたします。番号1について、事務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>3ページ番号1をご覧ください。</p> <p>受人 大字〇〇△△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇△△△△番△ 地目 畑 面積 7 9㎡ 権利内容 所有権 理由 新規取得 自作地 0㎡ 借受地0㎡ 貸付 地0㎡ 取得状況 昭和47年4月27日 贈与 不耕作無 家族数 4 従 農数 2 経態 兼業 所有機械 なし 位置 農用地区域 自宅に接続</p> <p>4ページをご覧ください。こちらは申請地の左側が付近の状況図、右側が公図 の写しでございます。</p> <p>申請地は受人の自宅の隣に接続しており、現在は保全管理状態になります。</p> <p>受人は現在26歳で、会社員です。今回の申請に至った理由は、渡人は87歳 と高齢で農地を管理できないため、受人に譲り渡したいとのことで話がまとまっ たとのことです。</p> <p>受人は自宅脇の農地を取得し、妻と2人で自家消費用のトマト、ピーマン、ホ ウレンソウ等を栽培していきたいとのことです。所有機械はないとのことですが、 農地の規模からみても機械はなくても栽培していけるとのことです。</p> <p>以上番号1の案件になります。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>農地法第3条の番号1を審議いたします。農業委員11番より補足説明があり ましたらお願いします。</p>
<p>11番委員</p>	<p>先ほど事務局の説明にあったとおりで、申請地の西側に受人の自宅があります ので隣の方が取得した方がいいのではないかと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、推進委員大沢3番より意見がありましたらお願いします。</p>
<p>推進委員 大沢2番</p>	<p>受人は昨年申請地の横に引っ越してきた方で、申請地取得後は自家用野菜を栽 培するとのことです。よろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないよう ですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないよう ですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について、許可と思わ れる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可と決定します。

続きまして番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

3ページ番号2をご覧ください。

受人 大字〇〇△△△△番地 〇〇 〇〇 渡人 〇〇市〇〇△丁目△△番△
△号 〇〇 〇〇 〇〇〇県〇〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△号 〇〇〇〇〇〇
〇△△△号室 〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇 土地の所在大字〇〇字〇〇〇 △△
△△番地△ 地目 畑 面積 685㎡ 権利内容 所有権 理由 新規取得
自作地 0㎡ 借受地0㎡ 貸付地0㎡ 取得状況 平成30年8月1日 相
続 不耕作無 家族数 3 従農数 1 経態 兼業 所有機械 草刈り機1
台 トラック1台 耕運機1台 位置 農用地区域外 自宅から100m

5ページをご覧ください。こちらは申請地の左側が付近の状況図、右側が公図
の写しでございます。

申請地は受人の自宅の近くに農地があり、現在は保全管理の状態になります。

受人は現在50歳で、自営業です。今回の申請に至った理由は、渡人は遠方に
住んでいるため農地を管理できないため、受人に譲り渡したいとのことで話がま
とまったとのことです。現在農地を管理しているのは、受人が管理しているとの
ことだそうです。受人は自宅近くの農地を取得し、自家消費用のトマト、キュウ
リ、ネギ等を栽培していきたいとのことです。

以上番号2の案件になります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

3条の番号2を審議いたします。農業委員11番より補足説明がありましたら
お願いします。

11番委員

先日申請代理人から連絡があり、申請地は既に受人が借り受けて管理している
とのことです。問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。

議長

次に、推進委員大沢3番より意見がありましたらお願いします。

推進委員 大沢 3 番	申請地の周りは遊休化した農地がありますが、申請地はきれいに管理されておりました。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。8 番委員。
8 番委員	下限面積要件が廃止になったとのことですが、取得面積に制限はないのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	取得面積に制限はありません。取得する農地を受人が耕作していける労働力、機械設備、農業技術等を総合的に見て判断することになりますので、大きな面積であってもそれらが認められれば取得できることになります。
議 長	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。10 番委員。
10 番委員	投機目的の農地取得を防ぐため、農地取得後は、何年間は耕作しなければならないとかそういった法律はあるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	現状の法律だと何年耕作しなければならないという制限はありません。ただ農地法 3 条で農地を取得する際は、投機目的での取得はできないため営農計画通りに耕作していただくのが基本ですので、もし取得後転用して転売の申請ができた際は、しっかり耕作していたかどうかというのも判断基準になりますので、転用の申請の時に審議することになります。

<p>議 長</p>	<p>他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないよう ですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号2について、許可と思わ れる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>農地法第3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願 いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地法第3条の番号1、番号2の案件につきましては許可と議決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたし ます。番号1について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>受人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇△△△号 〇〇 〇〇 渡 人 大字〇〇〇△△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇△△ △△番△ 地目 畑 計1筆 500㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 許可日から35年間 申請内容 職業・会社員 108.48㎡ 平屋建て 取得状況 平成5年12月12日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 令和5年11月8日に農用地・青地か ら除外</p> <p>8ページをご覧ください。大字〇〇〇地内の農地になります。次ページをご覧 ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は、妻と子供2人の4人でアパートに住んでいます。上の子供が令和6年 4月に小学校に入学するため、住宅を建てる計画を立てました。 所有している土地は無く、父親に相談したところ父親所有の土地を利用すること となりました。申請地は両親の家からも近く、両親から子育ての手助けを得るこ とも容易であり建築地としては最適と考え選定したそうです。 道路接続は申請地北側の県道で、水道の引き込み及び浄化槽処理水を放流予定で す。以上となります。ご審議をお願いいたします。</p>

議 長	農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。農業委員8番より補足説明をお願いいたします。
8番委員	先日現地確認しました。申請地は以前私が借りて耕作していた土地になります。今回受人が住宅を建設したいとのことですので問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。
議 長	次に、推進委員東兎玉1番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉1番	先日申請人から連絡があり、現地確認してきました。親子の申請で使用貸借権とのこと。県道から出入りするとのこと。第2種農地で近くに3件住宅がありますので問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
	(農業委員全員挙手)
	賛成全員につき、許可相当と決定します。
	5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第5条の番号1の案件につきましては許可相当と議決されました。 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

会長代理	閉会を会長代理、お願いいたします。 以上をもちまして、第1回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。
------	--

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年1月25日

議 長

署名委員

署名委員